

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するコメント

金融庁は、企業会計審議会において「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が取り纏められたことを踏まえ、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を、6月30日、公表した。

経理委員会では、「IFRS 任意適用関係改正の経過措置（予定）の概要」に関する意見を中心に取り纏め、7月29日、金融庁に提出した。

平成 21 年 7 月 29 日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等の公表について」に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

6月30日に公表されました掲題改正案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

1. 「IFRS 任意適用関係改正の経過措置（予定）の概要」（別紙 12）に関して

- 金融庁の中間報告に対する当会のコメントでも言及したが、任意適用時の並行開示については、作成者の実務負担が過大であるため、適用初年度の並行開示を取りやめる方向で、抜本的に見直し頂きたい。IFRS 自体においても初年度適用時の規定は2カ年分の比較情報と GAAP 差異に係る詳細な記述を求めるに留まっており、適用初年度の旧 GAAP に基づく財務諸表の開示は求めておらず、IFRS 第1号で求めるところの企業の比較説明の義務を逸脱しており、作成者に過大な負荷をかけるものである。将来の IFRS への円滑なる移行も視野に入れて任意適用を奨めていく方向性にあると理解しているが、その場合作成者に何らかのインセンティブが与えられて然るべきであるものの、任意適用企業だけに日本独自の並行開示を求めることは、かえって大きなディスインセンティブとなり、早期適用をする企業が少なくなることが懸念される。また、適用

初年度においても並行開示を求める現案は世界的に見ても非常に厳しい扱いであり、米国における IFRS 適用会社に対するもの、または欧州において日本基準適用会社に対する財務諸表の扱いと比べ、作成者に対しより大きな実務負担を要求するものであると考える。今後コンバージェンスを継続的に進めることにより GAAP 差異は一層小さくなると考えられるため、例えば、適用初年度の並行開示を取りやめ、重要な差異についての注記にて対応する方法も容認する等、抜本的な見直しを検討頂きたい。

- IFRSによる初回公表の翌年度第1四半期～第3四半期における従前基準に基づく財務諸表の並行開示は不要として頂きたい。これは、金融庁の中間報告において「並行開示は前年度及び当年度財務諸表各1年分に限定」という考え方が明記されているにも関わらず、加えて適用次年度についても並行開示を要求しているもので、四半期報告書の提出期間が45日と短期間の中、実務上の負担が大きく、誤謬リスクやIFRS早期適用に向けた大きなディスインセンティブになると考える。
- 第1四半期からIFRSによる四半期連結財務諸表を提出する場合、前々期期首に遡り開始B/Sを作成する必要があるため、企業が考えている適用年度とは1年異なるため、開始B/Sは前期期首B/Sに修正頂きたい（実質的に並行開示期間が1年追加されたことになっている）。このことは、第1四半期よりIFRSによる四半期連結財務諸表の提出を積極的に進める妨げとなると考える。IFRSによる開始連結財務諸表を前々期期首とする意図が不明瞭な上、年度末からIFRSに移行する場合と比較しても厳しい開示要件になっている。
- 「米国基準適用会社がはじめてIFRSによる連結財務諸表を提出する場合には、IFRSによる連結財務諸表（2期分）及び前期期首の開始貸借対照表（日本基準との調整開示を含む）の作成を義務付ける。」とあるが、日本基準との調整開示を作成するとなると日本基準に基づく連結貸借対照表を作成する必要が発生し、相当な追加的な事務負担が生じる。米国基準適用会社においては、日本基準とIFRSの差異に関する過去データが存在せず調整開示は実務上不可能であることや、米国基準適用会社におけるIFRSと日本基準の調整開示は、IFRS1号第23項に規定する「IFRSを採用する直前まで使用していたGAAPとの調整開示」に反するものであること、また利用者の利便性（＝比較可能性）を勘案すると、調整開示は米国基準とIFRSとの比較のみを作成・開示させるべきであり、日本基準とIFRSの調整開示は不要とするよう強く要望する。
- IFRSとの差異に関する注記について、記載内容を明示していただくとともに、定量的な注記ではなく定性面を中心とした注記にするなど、極力簡素化を図って頂きたい。詳細については、後日公表される「企業内容等開示ガイドライン」にあわせ、改めて意見表明する機会を与えて頂きたい。また当該注記については、少なくとも2012年以降は不要として頂きたい。これは、財務諸表利用者はIFRSに基づく財務諸表を2年分利用できるため従前基準を参照する意義は乏しいと考えられること、2011年までに日本基準とIFRSの主要な差異が解消される予定でありIFRSとの差異に関する注記は最早その意義を失うことになると考えられること（米国基準とIFRSに関しても同様と理解）を理由とする。
- 「2010年3月期まで連結財務諸表を米国会計基準によって提出している会社等については、当分の間、引き続き提出を認める」とあるが、「当分の間」とはどの程度の期間を目処としているのか、作成者側の準備期間の関係上、考慮しなければならない事項

となるため、その旨連結財務諸表規則内等において明示願いたい。

- IFRS適用初年度において公表するIFRSによる前期の連結財務諸表（又は四半期連結財務諸表）及び開始連結財務諸表については監査（四半期の場合はレビュー）対象外であることを明記頂きたい。
- 「提出書類のイメージ」において「2011年3月期」年度末の提出書類イメージの記載がないものがあるが、全ての場合においてこれを加えて頂きたい。
- 「国際会計基準」と「指定国際会計基準」との違いについて明確に記載頂きたい。
- なお、会社計算規則においても、米国基準同様の特則によりIFRS基準で作成された連結財務諸表も容認されるよう、関係省庁との調整をすべきと考える。

2. その他

- 連結財務諸表規則第1条の2 八において、IFRS早期適用が容認される「特定会社」として認定される要件として、「IFRSに関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること」との条件があるが、十分な知識を有する役員または使用人を置いていることを示す具体的な方法について、例示等で明らかにしていただきたい。
- 連結財務諸表規則第7章を現行の「雑則」から「企業会計の基準の特例」とし、第93条で現在の米国式連結財務諸表に係る記載をIFRSに対応するように全面的に改めている。一方で、「IFRS任意適用関係改正の経過措置（予定）の概要について」（別紙12）にて米国基準適用会社の例についても定められているが、この経過措置内容については、現在米国基準適用会社が混乱の無いように、連結財務諸表規則内に明記願いたい。また、本規則の適用時期は何時なのか、経過措置はどうなるのか、四半期含めた初度適用をどうするか、等含め具体的な措置についても連結財務諸表規則内での明記をお願いしたい。
- 企業内容等の開示に関する内閣府令（提出書類：有価証券報告書）について
 - （25）主要な経営指標等の推移にて、最近5連結会計年度の推移記載が求められているが、IFRS早期適用をした場合、開示が必要な当期、前期のみをIFRSによるものとし、それ以前は日本基準や米国基準など、それまで採用していた会計基準によるものとして良いのかを明確にして頂きたい。
 - （59）経理の状況にて、新設項目として『f.提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合には、その旨及びその取組の具体的な内容を記載すること』とあり、「IFRS早期適用とは関係なく、内部統制報告書やコーポレートガバナンス記載事項とは別に特段の取組事項があれば記載すること」を意図しているものと思われるが、その意図を明示して頂きたい。
- 個別財務諸表へのIFRS適用については調整に時間を要することから、早期に国際的な会計基準へ移行することで我が国の国際競争力を確保するために、「連結先行」で対応をする方針は理解できるが、既にIFRSを導入、または導入予定の国と同様の水準まで個別財務諸表開示の簡素化もしくは省略を並行して検討願いたい。

以 上